

第 6 号議案

豊後大野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

豊後大野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

地方公務員災害補償法施行令（昭和 42 年政令 274 号）の一部改正に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表右欄及び同条第 2 項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊後大野市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。